

# 保育士人材確保支援事業

愛川町内の民間保育施設等で働く保育士さんに  
助成金を交付します。

## ◆ 保育士転入奨励助成金

愛川町内に転入し、町内の民間保育施設等に就労した方へ  
奨励金を助成します。(最大 20 万円)

## ◆ 保育士復職等奨励助成金

愛川町内在住で、町内の民間保育施設等に復職等した方へ  
奨励金を助成します。(20 万円)

※民間保育施設等：認定こども園、小規模保育事業所、認定こども園に移行予定の  
私立幼稚園

※詳細は裏面をご覧ください。

【問合せ先】

愛川町民生部子育て支援課  
TEL：046-285-6932



名 称	保育士転入奨励助成金
制度概要	町内に転入し、町内の民間保育施設に就労した方に対し、奨励金を助成する
施行日	平成31年4月1日
交付対象要件	次のいずれの要件も満たす方 (1) 平成31年4月1日以降に、町内の民間保育施設等に保育士として就労した方。 (2) 平成31年1月1日以降に、町外から転入し、本町に住所を有した方（本町を転出した日から1年以内に再転入した方を除く。）で、1年以上継続して本町に居住する予定があること。 (3) 民間保育施設等において、1日6時間以上かつ月20日以上継続して勤務する方。 (4) 保育士復職等奨励助成金を活用した助成金の交付を受けていないこと。
助成金額	20万円（一律：15万円＋引越しに係る経費：5万円上限）
提出書類	(1) 交付申請書 (2) 住民票の写し（愛川町への転入日の記載があるもの） (3) 就労先の雇用証明書 (4) 保育士証の写し
申 請	転入日または勤務開始日から6か月以内に申請が必要です。

名 称	保育士復職等奨励助成金
制度概要	町内の民間保育施設に保育士として、復職等した方に対し、奨励金を助成する
施行日	平成31年4月1日
交付対象要件	次のいずれの要件も満たす方 (1) 町内在住の方 (2) 平成31年4月1日以降に町内の保育施設等に就労した方。 (3) 過去に保育施設に就労したことがあり、保育施設を退職後1年以上経過して町内の民間保育施設等に保育士として復職する方または保育士としての就労経験がなく、新たに町内の民間保育施設等に保育士として就労した方。 (4) 民間保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上継続して勤務する方。 (5) 町民税に滞納がない方。 (6) 保育士転入奨励助成金を活用した助成金の交付を受けていないこと。
助成金額	20万円
提出書類	(1) 交付申請書 (2) 住民票の写し（愛川町への転入日の記載があるもの） (3) 就労先の雇用証明書 (4) 保育士証の写し
申 請	勤務開始日から6か月以内に申請が必要です。

○制度利用は、どちらかの助成金を1人1回となります。